

## 議案第56号

目黒区立区民住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立区民住宅条例の一部を改正する条例

目黒区立区民住宅条例（平成6年9月目黒区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第7条第3号」を「第7条第4号」に改める。

第5条第1項中「同じ。）」の次に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年10月東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方その他これに類する者として区長が認めるもの（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同項第1号中「親族」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第26条第1項第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「姻族」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第29条の3中「親族」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（説明） 使用者の資格要件について、パートナーシップ関係の相手方を親族と同等の取扱いとするとともに、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第14号）の施行に伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出しま

す。